

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道河東郡音更町

### 2 構造改革特別区域の名称

音更町ボランティア輸送特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

北海道河東郡音更町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

音更町は、北海道の東部、十勝平野のほぼ中央に位置する人口42,824人(平成17年6月30日現在)の町である。産業は畑作生産を中心として酪農、肉用牛、野菜などの生産が行われ、特に畑作は小麦、てん菜、豆類、馬鈴薯が作付けされており、それぞれの作物の生産量は全道的にも大きなシェアを占め、日本有数の穀物地帯である。北海道内の町村では最も人口の多い町であり、町を南北に走る国道241号線は、北海道横断自動車道、更には国道38号線にアクセスし、道内主要都市と結ばれている。

本町内の現在の交通手段は、路線バスが運行されているものの、帯広市から音更町間を1日28往復しか運行されておらず、しかも山間部は路線バスが運行されていない。また、幹線道路にしか乗降場所がなく、車両もノンステップ化されていないなど利用者にとって十分な利便性が確保されているとはいえない状況にある。

また、冬期間においては、最低気温はマイナス25℃まで下がり、日中でも氷点下のままの期間が1ヶ月以上続き、積雪も毎年200cm程度であるため、路面は凍結により滑りやすく、交通事故等が発生しやすい環境にある。よって高齢者や障害者などの移動制約者にとっては、外出も困難であり生活しづらい現状となっている。

さらに、65歳以上の人口は8,520人で高齢化率は19.9% (平成17年6月30日現在)と非常に高く、また、独居高齢者が1,088名、高齢夫婦世

帯が963世帯となっており、高齢者人口の35.4%にあたる3,014名が高齢者のみの世帯となっている。更に身体障害者1,863名、知的障害者143名、精神障害者464名の移動制約者が生活している。高齢者人口、障害者人口ともに増加を続けており、移動に制約を受ける者は増高傾向にあり、多くの移動制約者にとって、利便性の高い交通手段が必要である。

(1) 移動制約者の状況

介護保険サービス利用者

高齢者人口の1,286人(高齢者人口比15.1%)が要介護(支援)認定を受けており、そのうち在宅においては604人(高齢者人口比7.1%)が居宅介護サービスを利用している。

高齢者の在宅生活を支える上で重要な役割を果たす通院等の外出支援において、要介護3以上の者については福祉車両での輸送が基本となるが、サービス利用者の495人(居宅介護サービス受給者比78.2%)を占める要支援、要介護1及び要介護2の者については全員が福祉車両を必要とする状況ではないため、セダン車両による輸送は十分対応可能である。

要介護(要支援を含む)認定者数 (平成17年6月30日現在) 単位:人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	131	429	237	157	158	174	1,286
65~74歳	26	82	44	35	28	39	254
75歳以上	105	347	193	122	130	135	1,032
第2号被保険者	4	12	15	11	6	5	53
総数	135	441	252	168	164	179	1,339

高齢者人口	8,520人	認定第1号被保険者/高齢者人口	15.1%
-------	--------	-----------------	-------

居宅介護(居宅支援)サービス受給者数 (平成17年6月30日現在) 単位:人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	72	266	139	72	35	20	604
第2号被保険者	1	7	10	7	2	2	29
総数	73	273	149	79	37	22	633
(再掲)	495(78.2%)			138(21.8%)			100%

## 身体障害者

身体障害者手帳の交付を受けている人数は1,863名(人口比4.4%)であり、このうち移動に制約を受ける肢体不自由障害者は1,129人(身体障害者人口比60.6%)、視覚障害者は95人(身体障害者人口比5.1%)を数える。1級の肢体不自由障害者については福祉車両を必要とする者が多いが、多数を占める2級以下の身体障害者及び視覚障害者についてはセダン型等の一般車両による対応が充分可能な状況にある。

身体障害者手帳交付状況 (平成17年6月31日現在) 単位:人

区 分	18歳以上					
	肢体不自由	視 覚	聴 覚	内部疾患	音声言語	計
1級	207	28	1	305		541
2級	275	34	44	1		354
3級	178	8	23	58	7	274
4級	259	7	53	66	9	394
5級	123	8	2			133
6級	57	7	51			115
計	1,099	92	174	430	16	1,811

区 分	18歳未満					
	肢体不自由	視 覚	聴 覚	内部疾患	音声言語	計
1級	15	2		8		25
2級	11		5			16
3級	1	1	3	1		6
4級			1			1
5級	1					1
6級	2		1			3
計	30	3	10	9		52

## 知的障害者

当町では、社会福祉法人が、知的障害者入所更生施設のほか通勤寮、グループホーム、生活寮などの居住施設と通所更生施設や通所授産施設を擁しており、知的障害者の自立訓練や就労体験を通じ、施設入所から地域での生活へ移行する取組みを実施している。

町全体での知的障害者は143名を数え、それらの知的障害者は交通法規の理解や安全確認などが的確にできない者が多く、介護者や環境が変わることによってパニックに陥る者も多い。そのため、肢体不自由との重複が無い知的障害者、特に中度（IQ50）以上の方に係る通院や余暇活動への移動介助は、セダン型等に利用拡大をし、気心の知れたホームヘルパーの運転する福祉有償運送が望まれている。

知的障害者数 (平成17年6月30日現在)

区 分	障 害 者 区 分			
	重度	中度	軽度	計
合 計	96	54	15	143

## 精神障害者

精神障害者通院医療費公費負担患者票の交付を受けている者は、精神保健福祉手帳交付者45名を含めて、平成17年6月30日現在で464名である。

引きこもり傾向にある者は、心を許した介護者と一緒に初めて外に出ることが可能となり、不安感の強い者は、環境の変化に対応できず公共交通機関の利用ができないなど障害の内容とその対応は多様であり、セダン型に使用車両を拡大し、特定のホームヘルパーによる有償運送を可能とし、通院や公共施設の利用機会を増やすことが望まれている。

## (2) 公共交通機関の状況

### 路線バス

北海道拓殖バス(株)及び十勝バス(株)が、帯広市～音更町間を1日28往復運行しており、朝夕の通勤通学時間帯を除くとほぼ1時間に1便の運行状況である。また車両はノンステップバスでなく、移動制約者に対応しておらず、バス停留所も幹線道路にしかないため、高齢者や障害者にとって利用困難な状況にある。

#### コミュニティーバス運行事業（町内循環バス）

公共施設や商店街等の利用促進のため、町有のマイクロバスを市街地のみに1日6便循環させている（1回100円）が、ノンステップバス対応でないなど車椅子利用者や視覚障害者、知的障害者などに対しては、特段の配慮をした対応はできていない。

#### タクシー事業者

当町には、音更タクシー有限会社があり、車両12台で営業しているが、介護タクシー等福祉車両によるサービスは行っておらず、また、隣接する帯広市に民間会社が経営する介護タクシー事業所はあるが、本町の一部の地域しか対応されてなく、町内全域までは行き届いていない。対応できていない地域の移動制約者や住民からは、輸送手段の不足を解消できるよう要望が出されている。

### (3) ボランティア輸送の実績

介護保険制度施行後も民間事業者の参入は見られず、本町が社会福祉法人音更町社会福祉協議会に委託して実施する外出支援サービス事業が高齢者等の通院の主な手段となっており、要介護者や知的障害者、精神障害者などの福祉車両を必要としない移動制約者に対する移動支援の要望に対応できていない状況にある。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

町内及び近隣町村間の移動手段として、路線バスが運行されているものの、便数が少ないことや乗降場所が自宅に隣接していないことから、特に冬期間は、高齢者や障害者等にとって十分な利便性が確保できていないとはいえず、日常生活では自家用車による移動が中心となっている。特に移動制約者にとっては家族が運転する自家用車での移動に頼らざるを得ない状況であるが、核家族化や介護者の高齢化などにより、家族が対応出来る家庭は少なくなっている。

福祉車両による有償ボランティア輸送は、車イス等を常時利用される者の移動手段としては有効ではあるが、要介護認定を受けた大部分の者や知的障害者、精神障害者に対する移動支援には一般乗用車両でのサービス提供が充分可能である。台数の限られた高価な福祉車両ではなく、セダン型等の一般乗用車両を使用することにより知的障害者や精神障害者などの多くの利用者に対して、気心の知れたホームへ

ルパーがサービス提供をすることにより、高齢者、障害者が住みなれた地域での在宅生活を続けることが可能となり、地域の活性化、そして地域福祉の充実を推進することができるものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置の導入によって移動制約者の移動手段を拡大し、円滑に移送サービスを実施することで、高齢者や障害者の自立と社会参加の促進を図るとともに家族の介護負担を軽減する。また、既存の社会福祉法人のみならずNPO法人やボランティア団体の活動の活発化を促すこととなる。

本町の町政運営の指針となる第4期音更町総合計画の保健福祉分野の基本目標である「やさしさに満ちた健やかなまち」の実現のため、コミュニティバス運行事業や外出支援サービス事業などに取り組んできたところであるが、現状では、サービス供給量は不足しており、住民からも強く要望されている。

本計画においては、構造改革特別区域認定を受けることにより、高齢者や障害者の社会参加を促すこととなり、地域の活性化や地域福祉の充実をし、より良いまちづくりを目指すことを目的とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

福祉有償運送のセダン型車両への拡大により、高齢者や障害者などの移動制約者の通院等のサービスを安定的に提供することができ、家族の介護負担の軽減により介護者の就労機会の促進が図られる。

特に移動制約者は、近隣の帯広市の専門性の高い病院への通院や定期通院回数の増加などが見込まれ、機能回復や社会参加することができ、長期的な自立促進につながるものである。

また、社会的効果としては、この事業を実施することにより高齢者や障害者本人の活動範囲を拡大させるとともに安心して住み慣れた地域での生活を維持することができ、経済的効果としては、高齢者や障害者などが自ら商店街などへ足を運ぶことができ、消費・流通の拡大がなされるとともに、福祉有償運送を手掛けるNPO法人等の事業所が出来ることにより、地域住民の福祉への関心を高め、ボランティア活動の活性化など地域全体の活性化を図ることが期待される。

## 8 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 外出支援サービス事業

- ・対象者～在宅の要介護（支援）認定者及び病弱者、障害者等で、家族等の援助を受けることができなく、また、通常の交通手段では外出が困難な者
- ・内容～居宅から在宅福祉サービス又は介護予防生活支援事業を実施する施設及び最寄りの医療機関までの移送。
- ・利用料～無料（今後、利用者負担を徴収することを検討中）
- ・車両～福祉車両等  
社会福祉法人音更町社会福祉協議会所有
- ・平成16年度利用者～重度 45人 延べ 528回利用  
軽度 79人 延べ1,326回利用

### (2) コミュニティバス運行事業

- ・対象者～全町民
- ・内容～市街地のみを公共施設や病院等を循環（6往復）
- ・利用料～有料（1回100円）
- ・車両～マイクロバス（ノーステップバス対応なし）
- ・平成16年度利用者～31,439人（1日平均利用者数86.4人）

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、特区内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

音更町内で活動を行なう社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

#### (2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が音更町

#### (3) 事業により実現される行為

事業に関与する主体が使用権原を有する一般車両を用いて、要介護(要支援を含む)認定を受けている者や身体障害者、知的障害者、精神障害者などのうち単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。



## 5 当該規制の特例措置の内容

### (1) 必要性等

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送では、車両が福祉車両に限定されている。この福祉車両の整備費用が高額なため整備台数が限られており、車イス等を使用しない移動制約者に対する移動サービスは十分に提供できていない現状にある。そこで、使用車両をNPO等が所有するセダン型等の一般自家用車にまで拡大することによって、高齢者の通院及び障害者の通院・社会参加が希望する日に自由にできるよう対応を改善していくことが必要である。

### (2) 音更町福祉有償運送運営協議会の設置

有償ボランティア輸送事業の必要性の検討と円滑な実施のために、関係機関による音更町福祉有償運送運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。運営協議会の事務局は、音更町民生部福祉課に置く。

運営協議会は、音更町が主宰し、構成員は次の者とする。

- ・音更町長が指名する職員
- ・帯広運輸支局長が指名する職員
- ・公共交通機関に関する学識経験者
- ・音更町身体障害者福祉協会代表者
- ・音更タクシー有限会社の代表取締役

苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

### (3) 運送主体

音更町内で活動する社会福祉法人及びNPO法人(保健、医療又は福祉の増進を図ることを主たる目的とするものに限る。)、医療法人、公益法人で、運営協議会の決議を経て道路運送法第80条第1項許可を受けた事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、次の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められたものとする。

- ・介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する「要介護者」及び第4項に規定する「要支援者」

- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機を利用することが困難な者

#### 対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

#### 苦情処理

運送主体では、利用者の苦情処理について会員登録時に説明し対応する。

### (4) 使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両であることを次のように表示するものとする。

- ・使用車両の車体には、「80条許可車両」を表示すること
- ・運賃及び料金、運転者の氏名並びに自動車登録番号について利用者に見やすいように車内に掲示又は備えておくこと

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

- ・運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること
- ・当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること
- ・利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること

### (5) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる。

- ・申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと

- ・北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行なう福祉輸送に関する研修を修了した者であること
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること

#### (6) 損害賠償措置

運送に使用する車両総てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る)に加入していること。

#### (7) 運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業の概ね1/2とする。

#### (8) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

#### (9) 法令遵守

運送主体が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。